
反社会的行動についてのアセスメント —少年用リスクアセスメント・ツール EARL-20B について—

To Assess the Antisocial Behavior

-The use of EARLY ASSESSMENT RISK LIST FOR BOYS:EARL-20B Version 2.-

本 多 隆 司

Takashi HONDA

反社会的行動へのアセスメントについては個々の実践現場で行われているが、性加害を例にその内容を紹介し検討する。さらに、反社会的行動へのアプローチに際して、全般的なアセスメントに加えてリスクアセスメントが実施されるが、そのあらましを述べる。現在導入のための試行を行っている Early Assessment Risk List for Boys : EARL-20B の内容等を紹介し検討する。EARL-20B は、12 歳以下の少年を対象とし、将来の反社会的行動を予測することを目的としたリスクアセスメント・ツールである。

キーワード：反社会的行動 アセスメント リスクアセスメント EARL-20B

(種智院大学 准教授)

1 はじめに —アセスメントの重要性

アセスメント assessment は幅広い分野で使用されているが、心理学や社会福祉の分野に限らずその重要性はあらためて述べるまでもない。評価や査定という語があてられるが、アセスメントという表記も多い。分野によっても若干の相違があり、児童相談所では「児童相談所運営指針」⁽¹⁾ にあるように診断であり、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等によるものとされる。矯正の分野では、少年鑑別所(少年院法第 16 条)では、「鑑別は、少年の素質、経歴、環境及び人格並びにそれらの相互の関係を明らかにし、少年の矯正に関して最良の方針を立て

る目的をもつて、行わなければならぬ。」（少年鑑別所処遇規則第17条⁽²⁾）とあるように鑑別である。また、「行刑施設⁽³⁾における犯罪者に対する心理アセスメント」を分類と呼ぶ。（大塚・松本・進藤、2004, p.97）

アセスメントは、対象に対する情報の収集、分析と統合を経て介入へ至る過程である。心理学的なアセスメントについて下山(2008, p.220)では、「臨

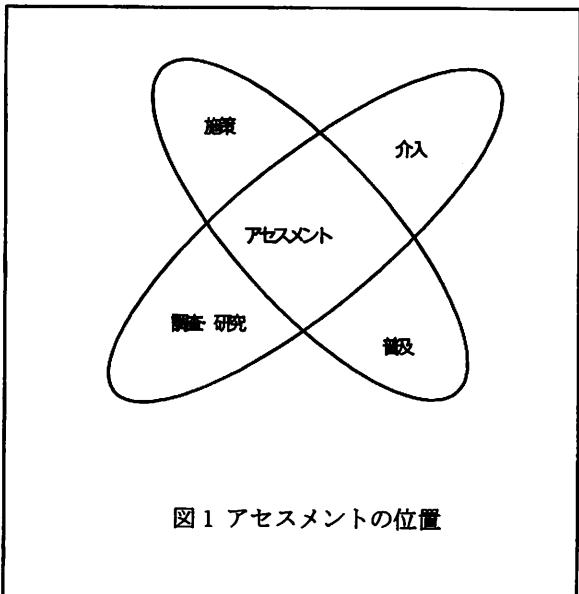
床心理学的援助を必要とする事例（個人または事態）について、その人格、状況、規定因に関する情報を系統的に収集し、分析し、その結果を総合して事例への介入方針を決定するための作業仮説を生成する過程」としている。アセスメントをもとに介入するが、認知行動療法を導入する場合、問題行動を誘発する要因、引き起こされた（不適切な）問題行動とその結果、行動を強化し維持する要因を分析し(Brunch & Bond, 1998 下山編訳 2006)、「問題のメカニズム理解に基づいて介入の方針を定める」（下山,2008, p.145）ケース・フォーミュレーションによるべきとされる。

一方、Augimeri,Koegl,Webster,& Levene(2001)は、施策、介入、調査・研究、普及の4つの分野にまたがるアセスメントの位置を指摘している。⁽⁴⁾（図1参照。

Augimeri et al,2001, p.xiv, FIGURE1 The Assessment Context) 介入だけではなく、得られた知見は施策への提案、普及啓発、調査研究との関連性をもったものと指摘している。例えば、虐待事例のアセスメント結果は介入や治療だけでなく、早期発見、予防や啓発、対応システムの充実や法整備にまで影響を及ぼしている。

2 反社会的行動に対するアセスメント

これまで反社会的行動とは非社会的行動に対比させて、行動化された不適応な衝動的、攻撃的、非行的等の行動としてきたが、具体的に反社会的行動のひとつひとつをあげていけば、社会的な規則や規範に違反する行動にほかならない。少



年司法との関連において、年齢に関係なく違法な行為であるとされ (Connor, 2002 小野訳 2008)、さらに小野(2009, p.17)は、「他者の基本的人権（財産や所有権）や年齢相応の主要な社会的規範や規則（学校に通う）を侵害するものは一般的に反社会的行動と認識される。」とし、他者に向けられた攻撃的行動のひとつとしている。この文脈において反社会的行動は、非社会的行動ではなく向社会的行動と対比される。

しかし、反社会的行動は犯罪を指すものではない。犯罪とは、「刑罰を科せられる行為」⁽⁵⁾であり、反社会的行動は司法との関係が存在するものからそうではないものまでをも含む。

反社会的行動事例を対象としたアセスメント項目の例を以下に示す。

1. 生活歴：生育歴/生活歴 問題行動歴
2. 家族状況：家族関係 家族ニーズ
3. 生活状況：居住 経済 交友関係 （日中活動） （余暇活動）
4. 関係機関状況：支援体制の現状 関係機関のニーズ
5. 心理学的所見：心理検査要約 医療・保健面 リスクアセスメント
総合評価（認知傾向、行動傾向、治療/指導/教育プログラム適用事項）
6. 介入方針：プログラム実施の形態 介入上の課題 生活支援体制 他

成人障害者であれば、就労あるいは施設利用などの日中活動や余暇活動が、子どもでは教育に関するものがそれぞれ必要となるように、事例の特性や問題の内容により変更や追加がされる。本人の諸特性、家族関係や支援者など関係機関等の状況までも含めた総合的なもので、生物—心理—社会モデルを意識したアセスメントとなっている。しかしながら、反社会的行動にアプローチするにはこれだけでは十分とはいえない。問題行動の種類を念頭におきながら、行動の背景や基盤、行動を誘発した要因、行動を維持した要因を探査し、介入の方略や手法を検討する必要がある。さらに、反社会的行動に介入することは、その行動の再発を予防するという要請をも意識する必要がある。

反社会的行動のうち、性加害（暴力）についてのアセスメントを検討する。藤岡(2006)では、その手順、注意点をも含め詳述されている。Blasingame(2005, p.65-67)は、性加害のある知的障害者を対象としたアセスメントにおける留意点を以下のように多数あげている。

1. 以前の治療の試み、警察の記録、医学的な記録、心理学的アセスメント評価など利用可能な記録の再検討。

2. 精神的・社会的機能、認知スキーマ schemata、自尊感情などクライエントの発達状況のアセスメント。
3. 心理的・行動的な症状及び、その症状がもたらす意味のアセスメントは日常的なケースマネジメントや先行したコントロールに有益である。
4. 家族や世帯メンバー、生活状況、経済状況と家族のもつ資源、クライエントや治療プロセスにおいてに利用可能なサポートのレベルと程度、家族に共通する認知的スキーマなどクライエントの環境としての家族
5. 家族メンバーへの影響も含む、加害者（もしくは不適切な性行動をした者）と被害者の関係へのアセスメント。
6. 配偶者（該当すれば）、きょうだいなど家族メンバーとクライエントとの関係、または被害者と加害者、またはどちらかと関係のある重要な人物との関係のアセスメント
7. 学習のスタイルや創造性などクライアントのユニークな長所、短所、弱点、個人的な資源の同定
8. 薬物治療⁽⁶⁾が示唆されるかどうかも含めた、医学的、精神医学的アセスメントの必要性についてのアセスメント
9. より技術的な神経学的評価、聴覚的、視覚的検査など付加的な検査の必要性についてのアセスメント
10. The Sex Offender Assessment Rating(SONAR)⁽⁷⁾と関連した要因のアセスメント。

同じ知的能力の水準とはいって機能の水準は同じではない。2. では個別的に機能の障害をアセスメントするよう要求している。3. 「心理的・行動的な症状及び、その症状がもたらす意味のアセスメント」では機能分析を求めている。さらに、暴力、DVへの暴露、自傷、アルコールや薬物の摂取歴を含んでいる。

性加害者のアセスメントであることから 6.において被害者とその関係をとりあげている。自験例からもいえるが、被害者は加害者と全く無関係な人ばかりではない。こうした点をアセスメントすることで、実施するプログラムにおいて加害者の認知の歪みの修正や被害者への認識、被害者への共感への端緒となる。さらに、家族メンバーとその関係者が対象となっているが、事件に関して激しい衝撃を受け、さまざまに圧力がかかり、被害者はもちろんのこと、場合によっては家

族にもサポートの必要性が生じる可能性があること、家族の価値感や認知のスタイルは少なからず当該クライエントに影響していること、さらに今後クライエントを管理していく家族の能力のアセスメントが必要であることなどがその理由であろう。⁽⁸⁾

Blasingame(2005)は、包括的なアセスメントとなっており、対象が性加害のあつた発達障害者（知的障害者）とされているが、汎用性は高いものではないかと思われる。

また、こうした反社会的行動についてのアセスメントは、本人、家族、関係者への面接、各種心理学的検査、文書による調査などによっているが、アセスメントツールとしての各種のチェックリストの併用、面接も構造化するなどの方法もとられている。

3 リスクアセスメントの導入

性犯罪など加害行為に対するアセスメントでは、面接や心理検査などの他、リスクアセスメントが併用して実施される。リスクとは危険、または危険や損害を受ける可能性をいうが、加害者への臨床、とりわけ矯正や更生保護においては、再犯可能性とされる。「再犯につながることが統計的に示されている要因。再犯に結びつく問題性。」（法務省, 2008., p.7）とされ、西野(2007, p.137)によれば、「正確には、犯罪者が一定の期間内にどの程度再犯に及ぶおそれがあるかといったリスクと、犯罪を誘発する要因としてのニーズ（問題性）を特定し、それがどの程度であるかを査定すること」であるという。

リスクは静的 Static リスクと動的 Dynamic リスクに分かれる。前者は、問題行動の理解には不可欠であるが、年齢や問題行動歴など介入（処遇）によっても変化しないものという。一方後者は、認知の歪みなど変化が可能なものである。動的リスク要因は介入（処遇）のターゲットとなるところから、ニーズとよばれる。

（法務省, 2008, p.7）

これまで、カナダやアメリカではリスクアセスメントツールがさまざまに開発されてきた。例えば、一般犯罪を対象とした Andrews と Bonta の L S I — R :Level of Service Inventory-Revised が藤岡(2001)、西野(2007)に紹介されている。日本においては、Hanson と Thornton による Static-99⁽⁹⁾などをもとに、日本語版性犯罪者リスクアセスメントツール（RAT2005）が標準化されているところである。（法務省, 2008）

少年の性暴力者を対象にしたものとして、藤岡・今村・寺村・橋下・浅野・今村・毛利（2006）は Plentky と Righthand の J-SOAP-II :Juvenile Sex Offender Assessment Protocol-II の日本語版を作成している。（藤岡, 2006）これは、静的リスク（藤岡(2006)では固定的リスクとよぶ）に性欲動・関心・行動の偏向尺度と衝動的・反社会的行動尺度の 2 領域、動的リスク（同様に可変的リスク）に治療的介入尺度、社会内の安定性・適応尺度の 2 領域、4 尺度のあわせて 48 項目からなる詳細なものである。

Webster, Douglas, Evans, & Hart(1997 吉川他訳 2007) による暴力のリスクアセスメント HCR-20 では、ヒストリカル（過去）、クリニカル（現在）、リスク・マネージメント（未来）の 3 つの分野に分け、それぞれに 10 項目、5 項目、5 項目とし、合わせて 20 項目のリスク項目としている。静的リスク、動的リスクとの分類ではないが、ヒストリカル（過去）項目が静的リスクと重なり合っている。

反社会的行動に対する実践においては、アセスメント・ツールのひとつであるリスクアセスメントは不可欠である。こうしたところから、Augimeri, L.K., Koegl, C. J. Webster, C. D., & Levene, K. S. (2001)による Early Assessment Risk List for Boys: EARL-20B Version2⁽¹⁰⁾ に着目した。これは性加害に限定したものではなく、反社会的行動全般を対象としたリスクアセスメント・ツールである。

4 EARL-20Bについて

EARL-20B は、12 歳⁽¹¹⁾以下の少年を対象として、将来の反社会的行動に関与するリスクを検討するためのリスクリストによる早期のアセスメントである。重大な反社会的行動上の問題のある 12 歳以下のハイリスクの少年を対象とした業務に経験のある臨床家や専門家によって使用されるべきものとされる。最近の科学的文献の検討を基礎に、カナダの Child Development Institute : CDI、Centre For Children Committing Offences :CCCO における専門的な臨床的実践である SNAP :Stop Now And Plan⁽¹²⁾ を通じて検証された 20 項目のリスクアセスメントからなる。本来、少年の将来予測のツールであり専門家による介入のためのプランニングと実行を支援するものであるが、子どもの攻撃性と反社会的行動に関連した発達精神病理学の有益な文献レビューをも提供している。

EARL-20Bが対象とする反社会的行動とは、暴行、攻撃、殴り合い、身体的暴行、性的暴行、動物への残忍な行為、いじめ、暴力的な脅威（おどし）、盗み、窃盗あるいは万引き、いたずら、野蛮な行為、不法住居侵入、ずる休み、薬物乱

用、売春、ゆすり、わいせつ行為、ひとりじめ、武器への傾倒と使用、放火、破壊、ののしりやわいせつな言葉の使用、不服従、復讐、うそをつく、不正行為（カニング）、からかい、規則の重大な違反などである。必ずしも法律違反ではないが、地域社会に不快感を与える行動も含まれる。

20項目は、家族項目、子ども項目、治療応答性の3つの分野に分かれる。リストアセスメント項目に以下に示す。

家族項目 (F:Family Items)

- F1 世帯の状況
- F2 養育者の継続性
- F3 サポート
- F4 ストレッサー
- F5 養育のスタイル
- F6 反社会的な価値感と行為

子どもの項目 (C:Child Items)

- C1 発達上の問題
- C2 行動問題の開始
- C3 虐待／ネグレクト／トラウマ
- C4 多動／衝動性／注意障害(HIA)
- C5 好感度
- C6 仲間との社会的交流
- C7 学業評価
- C8 地域の状況
- C9 警察等との関係
- C10 反社会的な態度
- C11 反社会的行動
- C12 コーピング能力

治療応答性項目 (R:Responsivity Items)

- R1 家族の応答性
- R2 子どもの応答性

各項目は、文献レビューを左頁に、コーディングのための定義とスコアが右頁にそれぞれ載せられ、1項目が見開きの頁におさめられている。すべての項目は均等であり、重みづけはされていない。項目ごとに0 - 1 - 2点でスコアされ

る。得点化されるが、高・中・低といったリスク水準を決めるための得点は定められていない。

家族項目とは養育環境、生活環境として家庭である。世帯の社会経済的状況(F1)、だれが養育者であったかではなくその継続性(F2)、家族への道具的、情緒的サポートの範囲と効果(F3)、家族の内外からのストレッサー(F4)、養育の質を対象とした養育のスタイル(F5)、家族のもつ反社会的な価値感と行為(F6)である。反社会的な価値感と行為(F6)では、ほとんど少年との接触がない生物学的な父母もその対象に含めるとされる。コーディングとスコアリングの部分を(F1)世帯の状況 Household Circumstances を例にして以下に示す。(Augimeri et al.,2001, p.23)

コーディング

この項目での評価では、アセスメント担当者は家庭の社会経済的状態を評価する。評価者には、家庭と生活水準をアセスメントするために当該少年の家庭を訪問することを強く求める。

スコア2：家族を貧困レベル、またはそれ以下にするような大きな経済的问题がある。この世帯状況では、家庭でのメンバーの生活の限度を超えている。こうした家庭は、通常、行政の経済支援（例えば、福祉や家賃補助 subsidized housing）を受けるだろうし、混雑し老朽化し不衛生な住宅で生活しているだろう。

スコア1：経済的問題を経験している家庭にこの評価は当てられるが、メンバーには適度な空間と生活環境が与えられる程度には家庭が維持されている。

スコア0：経済的問題はなく、あっても少しの家庭であり、そのメンバーは適度に維持された自宅で生活している。

注意：近隣環境の状態はC 8でアセスメントされる。

もし、家庭環境が最近劇的に変化したならば（例えば、少年が住み家を変えた）、評価者はその前の生活状態を考慮すべきである。

子ども項目は子ども自身に関するものである。少年の初期の身体的、認知的発達など発達上の問題(C1)、反社会的問題行動の初発時期では6歳が大きなポイントになる(C2)、被虐待体験である虐待／ネグレクト／トラウマ(C3)、多動／衝動性／注意障害(HIA:Hyperactivity / Impulsivity / Attention Deficits)はA D H Dに関する項目である(C4)。好感度 Likeability (C5)とは、大変ユニークな項目であると同時にアセスメントが困難な項目であるが、他者にとっての受容されやすさである。

仲間との相互的な社会的交流の質や頻度を評価する項目(C6)、学業評価(C7)は文字通り教育の評価あり、通常のレベルとの差に着目する。地域の状況(C8)とは、少年の住むコミュニティを対象としており、参加可能な地域活動も含まれる。警察等との関係の有無や頻度(C9)。反社会的な態度(C10)は、反社会的な事柄に対する認知や行動傾向であり、権威や規律違反に対する関与の状態、それらに対する認知の歪み、挑戦的反抗的な思考、共感性や自責、すすんで自らの行動を説明しようとする気もちなどを対象としている。反社会的行動(C11)では、行動の激しさ、子どもが関与した反社会的行動の数、行動が出現した状況（場面）の数をもとにアセスメントを行う。コーピング能力(C12)では、子どもが、家、学校、近隣で、問題にどう対処できたかを評価する。虐待／ネグレクト／トラウマ(C3)の項目の文献的レビューを以下に示す。(Augimeri et al.,2001, p.40-41)

C 3 : 虐待/ネグレクト/トラウマ Abuse/Neglect/Trauma

「子ども時代の身体的虐待、性的虐待、ネグレクトは、直接的で長期にわたる影響をもたらす。...認知上の影響には注意持続の問題、学習の困難、学力不振も加わる。結果としての行動問題は、仲間集団との貧弱な関係をはじめ、身体的攻撃、反社会的行動、暴力行為までの範囲に及ぶ。」(Widom, 2000, p.3)

身体的、性的虐待やネグレクト、暴力の目撃のようなトラウマ的出来事にさらされた子どもは、成人まで続く破壊的行動の問題を産み出すリスクがある。(Dutton & Hart, 1992; Steinberg, 2000) 例えば、Dodge, Bates & Pettit (1990) は、身体的虐待は攻撃的行動や敵意に原因が求められる傾向と有意な関連があることを見いだした。子どもへの不適切養育は自己報告式あるいは公式な非行尺度(Smith & Thornberry, 1995; Zingraff, Leiter, Myers, & Johnson, 1993)、非適応的な機能(Icchetti, Rogosch, Lynch, & Holt, 1993) に関連しているとした。その結果を長期間評価しようとする前方視研究では、同様の結果になり、子ども時代に虐待やネグレクトを経験した子どもは、思春期や成人期に犯罪を犯しやすいことを見いだした。(Maxfield & Widom, 1996; Widom, 1989a)

成人が第一の虐待者であると想定されるが、子どもではまた、きょうだいから攻撃されるというリスクがあるということも重要なことだ。(Eagle, Castle, & Menon, 1996) そのうえ、暴力を目撃することは、後の人生での攻撃性に関連しているといわれている。(Sudermann & Jaffe, 1997;

Widom, 1989b) また、身体的異常性（例えば、中核の神経システムに損傷を与えるほどの攻撃の結果）は、少年の現在の常軌を逸した行動の根底にあるかも知れない。(Widom, 1997) 例えば、出産後の頭部外傷(例えば、Brennan & Mallouh, 1997) や神経学的損傷（例えば、Lewis, Mallouh, & Webb, 1989）は、成人での暴力や攻撃性に関連していることを示した。

治療応答性とは、過去に提供されたプログラムに対する対応など家族と子どもの治療参加へのモチベーションを評価することである。子どもの援助に必要な努力を家族がなしたか (R1)、子どもが自己の行動の変化についてどれほどのモチベーションをもっているか(R2)をそれぞれアセスメントする。

アセスメントの結果は1枚のシートにまとめられ、各項目ごとに簡潔なコメントが付され、0-1-2点でスコアされる。さらに、20項目のなかから、臨床家による判断によって危険リスク Critical Risk をチェックすることが求められる。危険リスクは将来の反社会的行動にいたるリスク全般に特別な影響があり、治療計画に重要なものとされ、単に2点にスコアされた項目が選ばれるのではない。総合危険評価として、高リスク、中リスク、低リスクが判断され、特記事項が記されたうえで、介入の方法や手法が検討される。

EARL-20B の巻末には高リスク、中リスク、低リスクの事例が載せられているが、わが国の事例とそうかわりはない。同じく巻末には378名（平均年齢9.6才）のサンプルに基づいた研究結果が示されている。スコア得点の分布は正規分布に近い。(p.103 Figure C1を参照) また、スコアで21～36点（40点満点）に分布する高いリスクのグループ（全体の43%）は、3～21点の低いリスクグループよりもフォローアップ時に有罪となる比率が有意に高かったことが示されている。

Child Development Instituteでの実践において、EARL-20BはSNAP(Stop Now And Plan) UNDER 12 OUTREACH PROJEC : ORPのアセスメントとして使用される。ORPとは、犯罪、反社会的行動、または行動上の問題で警察とのコンタクトがある、もしくは臨床上重大なレベルにある12歳以下の少年を対象としたプログラムで養育者（両親）も参加する。警察等を経て、インタークされ、EARL-20Bやエコマップのアセスメントが実施される。アセスメントの作業では、ORPのチームと養育者（両親）が参加して合同でカンファレンスが行われる。その結果を両者が所持したうえで、プログラムが開始される。

この EARL-20B はジェンダーに特化され 12 歳以下の少年が対象であるが、同じ機関である Child Development Institute:CDI の Levene, K. S., Augimeri, L.K., Pepler, D. J., Webster, C. D., & Koegl, C. J. (2001) による EARLY ASSESSMENT RISK LIST FOR GILRS EARL-21G Version 1- Consultation Edition. は少女を対象としたものである。少女では、犯罪の出現する年齢が高いことなどから頻度は高くないが、多数存在するのではないか、社会規範との関係で分かりにくくなっているのではないか、少女の攻撃性は変化しやすいのではないか。少女版の EARL-21G はこういった点を契機として出されてものである。少女用の EARL-21G では、少年用 EARL-20 B から「C9 警察等との関係」が取り除かれて「C11 反社会的行動」に組み込まれ、新たに「F9 養育者 — 娘の相互関係」と「C9 性的発達」が追加された。F9 養育者 — 娘の相互関係では親に代表される養育者と娘との相互関係の質を、C9 性的発達では性的発達（成熟）に伴う課題をそれぞれアセスメントする。

少女用の EARL-21G と少年用 EARL-20 B では、同じ項目でも性差が際立っているものもある。以下に例として、前述引用した C3：虐待／ネグレクト／トラウマの項目の文献レビューを示す。(Levene et al, 2001, p.40)

虐待の様々な形態は、非行少女の生活歴において際立っている(Chamberlain, & Reid, 1994; McCormack, Janus, & Burgess, 1986; Ray & English, 1995)。身体的、性的虐待を経験するか、両親間の虐待を目撃した幼い少女は、少年よりも外在的な行動化をする(O'Keefe, 1994; Sternberg et al., 1993)。CDI プログラムに出席する少女に関しては、性的虐待の履歴があることは、それだけで司法にかけられることを予見させるものである(Day, 1998)。遡及研究において、児童虐待または、ネグレクトという形で犠牲になっていることが、女性犯罪者の生活歴では一般的であることが判明した(Chesney-Lind, 1987; Corrado et al., 2000; Funk, 1999)。Corrado ら(2000)は、67 % が身体的虐待を経験し、52 % が性的虐待の犠牲者になっていると報告した。虐待の経験のある少女らは、薬物使用や暴力団の一員になること(Acoca, 1998)、自己報告された犯罪や、暴力的な男性との結婚(Simons, Johnson, Beaman, & Conger 1993)、そして、成人における逮捕(Widom, 1989a; 1989b)についてのさらなるリスクを持つことを報告している。(以下略)

一般的には攻撃性は男性の方が高いと思われてきたが、Connor(2002 小野訳 2008, p.329-330)によれば、女性では間接的攻撃、関係的攻撃といった異なる型で

攻撃性が示されるとして、これまで研究対象として過小評価されてきたとする。また DSM-IV-TR でいう素行障害 conduct disorder の発症年齢は女児の方が遅いのではないかと指摘している。

5 今後にむけて

Hansen & Kahn(2006 本多他訳 2009) の Footprint は性加害のある知的障害者を対象としたものであるが、具体的で理解しやすく作られていることもあるて子どもにも適用可能であり、さまざまな臨床現場で実践が重ねられている。性加害だけでなく、多様な反社会的行動への実践にあわせて少年用の EARL-20B を使用して事例ごとにアセスメントを行い、ツールの理解を深め、課題を抽出しているところである。項目数は 20 と少なく、項目ごとの簡潔なコメントとリスク評価につながるスコアだけであるが、それらをカバーする情報は反社会的行動に関する事柄を網羅し、対象となった少年の発達状況、対人関係や社会性、家族状況、学校や地域での状況など包括的なアセスメント内容となっている。前節で述べた広範なアセスメントとなんら変わりはなく、むしろ文字通りリスクを含めたアセスメントであるところから、実用性は高いのではないかと思われる。リスクリストを使用することで、情報の過不足や偏りなどを修正し、アセスメントのあいまいさを排除し、さらに認知行動療法の視点での機能分析等をあわせることで効果的な介入や心理治療が図れるのではないかと思われる。

将来、反社会的行動をとるリスクはすなわち、反社会的問題行動を引き起こしている現在の問題性であり、それを明らかにしようとするものである。項目のうちヒストリカルな情報によるものは、F1 世帯の状況、F2 養育者の継続性、C1 発達上の問題、C2 行動問題の開始、C3 虐待／ネグレクト／トラウマ、C9 警察等との関係、である。これらは変化させられない静的リスクである。介入のターゲットはそれ以外の動的なリスクに向けられる。例えば、家族項目の F3 サポートでのリスクが高ければ、サポートの量や質を高めることが考えられる。あるいはサポートの受け手である家族の孤立を防ぎ、サポートを受けやすくする介入も必要となるかもしれない。子どもの項目においても、例えば C6 仲間との社会的交流においては、社会的スキルを身につけること、あるいは地域の活動に参加するなどの働きかけが考えられよう。

20 のリスク項目は、それぞれが独立しているわけではない。そのひとつだけが作用することもあるだろうが、多くはいくつかのリスクが重なり合うのではなく

いかと思われる。重なり合いはリスクの度合いを増す場合もあるだろう。一方、複合することでリスクを減じる場合もある。

リスク因子は、不適応な攻撃行動の発現に影響する因子である。一方、リスク因子の影響から遮断し、低減する保護因子が存在する。(Connor2002, 小野訳 2008, p.145)。EARL-20B で取り上げられた 20 項目のなかの動的な因子項目を適応的で向社会的な方向へと向けることは、介入によって他のリスク因子のリスクを低減し、あるいはリスク因子から保護因子への転換を図ることにほかならない。介入（治療）とならんで、そこに介在すると想定されるもののひとつがレジリエンス resiliense（回復力）ではないかと考えられる。事例による個別性が強いと思われるが、リスク因子相互の関係は今後の課題のひとつである。

少女用 EARL-21G の使用は現在検討中である。少年用 EARL-20 B と少女用 EARL-21G の比較使用と実践を通じて、反社会的行動における性差がさらに課題とされよう。ジェンダーの問題を検討するならば、反社会的行動という限定的な行動レベルではなく、人、あるいは子どもの攻撃性として包括的に捉えなおす必要があるだろう。こうした課題を意識しながら、データを蓄積し一層の検討を加えていきたい。

最後に、本論文をまとめるにあたって、「反社会的行動のある知的障害者等への支援研究会」の協力を得たことを記し、感謝いたします。

文献

- Augimeri, L.K., Koegl, C. J. Webster, C. D., & Levene, K. S. (2001). *EARLY ASSESSMENT RISK LIST FOR BOYS EARL-20B Version 2*. Toronto, Ontario, Canada: Child Development Institute.
- Blasingame,G.D.(2005). *Developmentally disabled persons with sexual behavior problems :Treatment •management •supervision. 2nd ed.* Wood & Barnes Publishing
- Brunch,M.&Bond,F.W.(1998). *BEYOND DIAGNOSIS Case Formulation Approaches in CBT*. John Wiley & Sons,Ltd. (ブルック.M・ボンド,F.W.(編著) 下山晴彦(編訳)(2006). 認知行動療法 ケースフォーミュレーション入門)
- Connor,D.F. (2002). *Aggression and Antisocial Behavior in Children and Adolescents : Research and Treatment*. The Guilford Press (コナー,D. F. 小野善郎(訳)(2008). 子どもと青少年の攻撃性と反社会的行動—その発達理論と臨床介入のすべて 明石書店)

- Douglas, K.S., Webster,C.C., Hart, S. D., Evans, D., & Ogloff, J.R.P. (2001). *HCR-20 :Violence Risk Management Companion Guide*. The Mental Health Law, and Policy Institute, Simon Fraser University. (Douglas, K.S., Webster,C.C., Hart, S. D., Evans, D., & Ogloff, J.R.P. 吉川和男(監訳)岡田幸之・安藤久美子・菊池安希子・福井祐輝・富田拓郎・美濃由紀子(訳) (2007). HCR-20)
- コンパニオン・ガイド (ヒストリカル/クリニカル/リスク/マネージメントー 20)
暴力のリスク・アセスメント 星和書店)
- 藤岡淳子(2006). 性暴力の理解と治療教育 誠信書房
- 藤岡淳子(2001). 非行少年の加害と被害：非行心理臨床の現場から 誠信書房
- 藤岡淳子・今村洋子・寺村堅司志・橋下牧子・浅野恭子・今村有子・毛利真弓 (2006). 性非行少年の査定・治療について (児童思春期精神医療・保健・福祉の介入対象としての行為障害の診断及び治療・援助に関する研究 平成 17 年度総括・分担研究報告書 主任研究者 斎藤万比古. 厚生労働科学研究費補助金 こころの健康科学研究事業)
- Hansen, K. & Kahn, T. (2006). *FOOTPRINT Step to a Healthy Life*. Safer Society Foundation, Inc (ハンセン,K・カーン,T. 本多隆司・伊庭千恵 (監訳) (2009). 性問題行動のある知的障害者のための 16 ステップ 「フットプリント」 心理教育ワークブック 明石書店)
- 法務省(2006). 性犯罪者処遇プログラム研究会報告書
- Levene,K. S., Augimeri,L. K., Pepler, D.J., Walsh, M.M., Webster,C. D., & Koegl,C. J.; (2001). *EARLY ASSESSMENT RISK LIST FOR GIRLS :EARL-21G Version1-Consultation Edition*. Toronto, Ontario, Canada: Child Development Institute
- 西野務正(2007). 犯罪臨床におけるリスクアセスメントー再犯は予測できるかー 生島浩・村松勲(編)犯罪心理臨床 金剛出版
- 小野善郎 (2009). 児童・青年期の攻撃性・反社会的行動の発達的側面 斎藤万比古・本間博彰・小野善郎 (編) 子どもの攻撃性と破壊的行動障害 子どもの心の診療シリーズ 7 中山書店
- 大塚石夫・松本良枝・進藤眸 (編) (2004). 矯正心理学—犯罪・非行からの回復を目指す心理学一下巻 実践編 東京法令出版
- 下山晴彦 (2008). 臨床心理アセスメント入門；臨床心理学は、どのように問題を把握するのか 金剛出版
- Webster,C.C., Douglas, K.S., Evans, D., & Hart, S. D. (1997). *HCR-20 : Assessing Risk for Violence Versio2*. The Mental Health Law, and Policy Institute, Simon Fraser University.

(Webster,C.C., Douglas, K.S., Evans, D., & Hart, S. D.

- ・吉川和男(監訳)岡田幸之・安藤久美子・菊池安希子(訳) (2007). HCR-20 (ヒストリカル/クリニカル/リスク/マネージメントー 20) 第2版 暴力のリスク・アセスメント 星和書店)
- ・高橋三郎・大野裕・染谷俊幸(訳) (2003) DSM-IV-TR (Quick Reference to the Diagnostic Criteria from DSM-IV-TR) 精神疾患の分類と診断の手引き 新訂版. 医学書院

注

-
- (1) 「児童相談所運営指針について」厚生省児童家庭局長通知、履児発第 0331034 号 平成 21 年 3 月 31 日
 - (2) 昭和 24 年 5 月 31 日 法務庁令第 58 号
 - (3) 行刑とは、確定した自由刑を執行すること（新辞林）とされる。自由刑とは、受刑者を拘禁してその自由を剥奪することを内容とする刑罰（法律学小辞典第 4 版、有斐閣）であり、刑務所、少年刑務所、拘置所を刑事施設とよぶ。
 - (4) EARL-20 Version2 については、Child Development Institute の許可を得て翻訳した。EARL-21G Version1-Consultation Edition についても同様の予定である。両書、ならびに Blasingame(2005) の翻訳については、「反社会的行動のある知的障害者等への支援研究会」の協力を得た。深謝いたします。
 - (5) 法律学小辞典第 4 版、有斐閣
 - (6) 法務省 (2006, p.33-36) ではアメリカでの性犯罪者への薬物治療例が報告されている。
 - (7) Hanson, R.K., & Harris, A. (2000). The sex offender need assessment rating (SONAR). A method for measuring change in risk levels. Available at: www.sgc.gc.ca. Blasingame(2005)によれば、「治療コースでの変化の測定とリスク レベル評価の再検討を目的とした」アセスメントツールで、カナダ連邦矯正局において使用されている。（法務省, 2006）
 - (8) さらに、逸脱した性的興奮を PPG (penile plethysmography) により測定することがある。(Blasingame, 2005, p.68)

(9) Hanson,R.H. & Thornton, D.(1999). Static 99:Improving Actuarial Risk Assessments for Sex Offenders 1999-02

(10) 以下に示す翻訳は試行等により今後修正されることがある。

(11) 12歳はカナダにおける刑事責任能力の限界である。(Levene et al .,2001, p.ix)

(12) <http://www.stopnowandplan.com/index1.php> ホームページによれば、SNAP とは Stop Now and Plan Program を意味し、認知行動療法で、子どもとその両親が衝動的に行動する前に、制止させ、考えさせ、肯定的な選択をプランさせることで怒りの感情を調整する。1985年法に抵触した子どもを対象にするようになった。